

議案第56号

藤岡市税条例の一部改正について

藤岡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年6月14日提出

平成30年6月14日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市税条例の一部を改正する条例

藤岡市税条例（平成15年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「、3分の1」に改め、同条第2項中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第3項中「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第4項及び第5項中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第13項中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同項を同条第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

附則第10条の2第12項中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同項を同条第17項とし、同条第11項中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同項を同条第16項とし、同条第10項中「5分の4」を「、5分の4」に改め、同項を同条第15項とし、同条第9項中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同項を同条第14項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同項を同条第13項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項の次に次の5項を加える。

- 6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。